

幼稚園における満3歳児入園に係る処理方針

1 目的

これまで県が原則としていた、学年の初めの日に3歳である幼児(以下「従前の3歳児」という。)だけでなく、その後満3歳に達した幼児(以下「満3歳児」という。)も、その時点以降に幼稚園に入園する(以下「満3歳児入園」という。)ことは可能であるとの文部省見解が示されたことから、幼稚園における一定の教育条件の維持・確保と、無秩序な実施の防止のため、私立幼稚園を所管する県として、実施するための最低限の外形要件を定めるとともに、実施園が教育上配慮すべき要件を示す。

2 外形要件

- (1) 当該幼稚園の園則の規定(入園資格, 保育期間, 入園時期等)が満3歳児入園と矛盾しないこと。
- (2) 入園後の園児数が, 認可定員以内であること。
- (3) 満3歳児を, 従前の3歳児以上の学級に所属させる場合であっても, 別学級を編成したとする場合の総学級数に対する設置基準(教員, 施設)を充足すること。
- (4) 満3歳児が所属する学級の園児数は, 最大でも 30 人を超えてはならないこと。

3 配慮すべき要件

- (1) 実施については, これまでの慣習的な3年保育を超える例外的な措置であることを十分認識し, 満3歳児入園に対する地域ニーズを十分把握した上で, 年齢に応じた幼稚園教育の目標にも着目して, 慎重に判断すること。
- (2) 実施する場合は, 学年の開始時期までに方針を決定するとともに, 必要な施設, 教員については, 年度当初から準備しておくこと。学校法人にあっては, 理事会において方針決定を行うこと。
- (3) 途中入園となる満3歳児の特性に留意し, 学年開始までの教育課程編成, 指導計画作成において, あらかじめ, 満3歳児に対する教育的配慮を十分行い, 年間教育計画に位置付けておくこと。
- (4) 従前の3歳児と一緒に学級編成を行う場合は, 従前の3歳児と満3歳児との関係に留意し, 園児側の立場に立った教育的配慮を十分行うこと。
- (5) 実際の個々の入園決定に当たっては, 保護者の意向を十分聴取し, 学校教育機関である幼稚園への需要を判断すること。保護者が幼稚園の特性を十分理解できるよう適切なアドバイスを行うなど, 教育機関としてふさわしい対応を行うこと。

4 その他

- (1) 本方針は, 満3歳児入園について, 実施する場合に最低限確保すべき技術的基準を定めるとともに, 事前に配慮すべき要件を示したものである。
- (2) 満3歳に到達するまでの入園は法律に違反するものであり, 県としては, 厳しく対応する。
- (3) 満3歳児入園が, 社会一般に定着したとみなせるまでの当分の間, 県は, 満3歳児入園を実施しようと決定した幼稚園から, 毎年度, 年度開始までに満3歳児入園に関する実施計画書の提出を求め, 適切な実施が行われるよう指導に努めることとする。ただし, 平成12年度の実施計画書については, 別に定める日までに提出を求めるものとする。

5 実施時期

この方針は, 平成12年3月28日から実施する。